令和７年度　文教厚生委員会　行政視察報告

令和７年５月８日、愛知県東海市が実施している「ひきこもり支援事業」の取組について、視察を行いました。

平成 21 年にひきこもり支援センター・ほっとプラザを設立し、令和 3 年度からは社会福祉協議会と NPO 法人オレンジの会による共同事業体へと委託し、支援体制の充実と利用者数の増加が図られています。同施設では、相談支援、居場所提供、学習・生活支援、就労準備支援、家族支援、啓発活動など多角的な支援が展開されており、利用は登録制。常勤職員５名に加え、地元大学の学生アルバイトが学習支援を担い、年齢や状況に応じた個別対応が行われています。

特に居場所支援では、参加者のペースを尊重し、安心して過ごせる空間づくりを重視。若年層利用者が多く、家族との関わりも含めた丁寧な支援が行われていました。

ひきこもり支援は、長期的かつ根気のいる取り組みであり、成果の数値化は困難ですが、当事者が「社会とつながりたい」と思えるような支援の重要性を学びました。ひきこもり支援は長期的かつ個別対応が必要であり、成果を数値化することは困難ですが、今回の視察を通じ、受容的かつ伴走型の支援の重要性と、関係機関との連携の必要性を改めて認識しました。

今後、有田市においても、地域に合った柔軟で継続的な支援体制を構築するための参考としたいと考えます。

翌、５月９日には、いじめ対策において先進的な取組を行っている大阪府寝屋川市を視察しました。

寝屋川市では、従来の学校による「教育的アプローチ」に加え、市長部局の監察課による「行政的アプローチ」、さらに弁護士等による「法的アプローチ」の三段階の体制で、いじめの早期発見と迅速な解決を図っています。

特に注目されたのは「攻めの情報収集」として、毎月１回全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布し、多様な通報手段を用いて情報を集めている点です。この取組により、いじめの認知件数が増加し、早期対応・再発防止に繋がっているとのことでありました。また、いじめ防止条例や補助制度を整備し、法的手続への支援や道徳授業の充実など、包括的な対策が講じられています。

本市においても、いじめの早期発見と対応のため、寝屋川市の取組を参考に、情報収集体制の強化や行政・法的支援の仕組みづくりを検討すべきと考えます。

以上、視察の報告といたします。